

《 付 属 資 料 》

1 生駒市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における行政改革の推進に当たり、広く市民の意見を求めるため、生駒市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、行政改革の推進に関し必要な事項について審議し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 一般公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、委員長を補佐する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員のうちから委員長代行を指名することができる。

6 委員長代行は、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会に専門的な検討が必要な事項について審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長が委員のうちから指名する者
- (2) その他委員長の指名に基づき市長が委嘱する者

3 専門部会の部会員の任期は、当該専門部会に係る事項の審議が終了するまでの間とする。

- 4 専門部会に部会長を置き、各専門部会に属する者の互選により定める。
- 5 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、各専門部会に属する者のうちから部会長代理を指名することができる。
- 7 部会長代理は、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 委員長(専門部会にあっては部会長)は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

2 生駒市行政改革推進委員会入札制度改革検討部会委員名簿

区 分	役職等	氏 名	委員会役職
学 識 経験者	立命館大学 政策科学部助教授	もり ひろゆき 森 裕之	部 会 長
学 識 経験者	弁護士	とよなが やす お 豊永 泰雄	部会長代理
一 般 公 募	市 民	やまだ いさお 山田 勲	
	市 民	すぎやま まさき 杉山 正樹	

3 生駒市行政改革推進委員会入札制度改革検討部会検討経過

	開催日	審議内容
第1回	9月20日	部会長等の選任 入札制度改革検討部会における検討について
第2回	10月16日	「入札執行等調査委員会」の提言について 生駒市の入札制度の現状及び問題点について
第3回	11月17日	生駒市の入札制度の現状及び問題点について
第4回	12月13日	検討課題の設定について
第5回	12月18日	担当課ヒアリング
第6回	12月22日	事業者ヒアリング
第7回	1月15日	提言書の検討
第8回	1月22日	提言書の検討
第9回	1月29日	提言書のとりまとめ

建設工事等に関する業者登録から指名競争入札執行まで

事 項	担当課・室	内 容	参考資料
1 業者登録	総務課	建設工事、測量・コンサル、物品・委託に分け、業者登録受付を行う。有効期間は全て2ヶ年間であり、中間年は1ヶ年の追加申請。	参考1 生駒市の公共工事等に関する競争入札の現状について(概要)
2 資格審査	資格審査委員会	合議制の資格審査委員会において格付(ランク付)について決定 (事務局:総務課)	参考2 入札参加者資格審査要綱及び平成18年度市内土木業者格付基準表
3 建設工事等の起工	工事等担当課	設計書等の作成(設計金額の設定)	
4 入札執行依頼	工事等担当課	担当課より、総務課に入札執行の依頼(予定価格・最低制限価格の決定)	参考3 生駒市最低制限価格制度要領
5 指名業者選定	選定委員会	指名業者を合議制による選定委員会で選定 (事務局:総務課)※一般競争入札で入札を執行する場合は当該委員会で決定	参考4 入札参加者選定要綱 選定基準
6 選定業者の指名	総務課	選定委員会により選定された業者に対し、指名通知を行う	
7 現場説明会の開催	工事等担当課・総務課	指名業者に対し、設計図書の配布、工事・業務内容、契約事項の説明	
8 入札執行	総務課	入札を執行し、落札者を決定	参考5 年度別建設工事落札率一覧表及び入札状況一覧表

生駒市の公共工事等に関する競争入札の現状について（概要）

1. 一般競争（指名競争）参加資格申請（指名願い）受付業者数

建設業者	市 内	1 3 2	測量・コンサル業者	市 内	2 9
	市 外	9 6 2	(委託)	市 外	6 0 5
	小 計	<u>1 0 9 4</u>		小 計	<u>6 3 4</u>
物品・委託	市 内	1 0 4			
	市 外	1 1 1 0			
	小 計	<u>1 2 1 4</u>			
	合 計	<u>2 9 4 2</u>			

2. 競争入札の方法

①競争入札の方法

指名競争入札もしくは一般競争入札

②入札担当部署

企画財政部総務課入札係

3. 競争入札の概要

①指名競争入札について

ア. 対象金額

規定無し

イ. 指名業者選定方法

助役を長とする『生駒市建設工事等入札参加者選定委員会』の合議制による決議（持ち回り委員会の場合あり）によって選定。

②一般競争入札について

ア. 対象金額

規定無し（工事の内容等に応じて選定委員会にて協議を行い実施を決定）

イ. 実施決定

『生駒市建設工事等入札参加者選定委員会』の合議制による決議によって実施を決定する。

4. その他

①格付基準について

※土木、建築、舗装、建機、建築設計について格付を実施 参考2参照

市内土木工事業者については、業者数や発注工事件数が他業種に比して多いため、各業者の経営事項審査結果の点数に、技術者数や会社組織などの項目を加点した総合点数を比較し『市内土木工事業者』としての格付を行っている。

②入札関連委員会

(各委員会とも) 委員長…助役、副委員長…企画財政部長、委員…関連部長

ア、生駒市建設工事等入札参加者選定委員会

…入札参加者の選定、その他必要と認める事項に関する事。

イ、生駒市建設工事等入札参加者資格審査委員会

…有資格業者の格付、発注標準及び指名停止に関する事。

ウ、生駒市建設工事等入札制度改善検討委員会

…入札制度の方針、改善の方策に関する事。

③予定価格・最低制限価格の事前公表

総務課窓口において一般に事前公表を行っている。

予定価格 …平成12年4月1日から

最低制限価格 …平成15年7月1日から(最低制限価格制度導入と同時)

※最低制限価格は工事と工事に関連する委託業務のみに設定

生駒市建設工事等入札参加者資格審査要綱

(目的)

第1条 この訓令は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項、同条の5の2及び同条の11第2項の規定に基づき、生駒市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築物の設計等の業務並びに建設工事の入札に参加しようとする者の資格を厳正かつ公正に審査し、その資格を有すると認められる者(以下「有資格業者」という。)について、適正な格付と発注標準を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 市長は、生駒市建設工事等入札参加者資格審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事項)

第3条 市長は、次に掲げる事項を委員会に諮るものとする。

- (1) 入札に参加しようとする者の資格に関すること。
- (2) 有資格業者の格付及び発注標準に関すること。
- (3) 指名停止に関すること。
- (4) 生駒市建設工事等入札参加者選定要綱に関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長は、助役をもって充てる。

3 副委員長は、建設工事に関する入札事務を掌理している市長事務部局の部長をもって充てる。

4 委員は、前項に規定する部長を除き、市長事務部局の公室長及び部長並びに水道局長で、別に定める者をもって充てる。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委員会を招集すること。
- (2) 委員会の会務を総理すること。
- (3) 委員会を代表すること。
- (4) 委員会の審査及び協議の結果を市長に報告すること。

2 前項第4号の規定は、委員会の閉会后速やかに行わなければならない。

(副委員長の職務)

第6条 副委員長は、委員長を補佐する。

2 副委員長は、委員長が事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(委員の職務)

第7条 委員は、議事に従い会務に従事する。

(会議の成立)

第8条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議事)

第9条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員その他の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き又は資料の提出を求めることができる。

(持回り委員会)

第11条 第8条の規定にかかわらず、委員長が会議を開くいとまがないと認めたときは、文書を用いて関係委員に議事を回議すること(以下「持回り委員会」という。)によって議事を決するものとする。

(持回り委員会の議事)

第11条の2 持回り委員会の回議に用いる文書は、生駒市文書取扱規程の定めるところによる。

2 持回り委員会の議事に対する関係委員の意思表示は、回議に用いる文書への押印をもって表すものとする。

3 持回り委員会の議事の決定は、第9条を準用するものとする。

(有資格業者)

第12条 次の各号に掲げる者については、入札参加資格を有するものとする。

(1) 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5第1項の規定により登録されている者(以下「測量業者」という。)

(2) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第5条の規定により登録されている者(以下「建設コンサルタント業者」という。)

- (3) 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第5条の規定により登録されている者(以下「地質調査業者」という。)
- (4) 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第5条の規定により登録されている者(以下「補償コンサルタント業者」という。)
- (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定により登録されている者(以下「建築設計業者」という。)
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者(以下「建設業者」という。)
- (7) 前号に該当する者で構成する建設工事共同企業体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者については、入札参加資格を有しないものとする。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
- (3) 市長が定める期間内に所定の様式で入札参加資格の審査申請を行っていない者(格付基準)

第13条 建設コンサルタント業者及び建築設計業者の格付は、次に掲げる事項を勘案して等級別に行うものとする。

- (1) 自己資本額
- (2) 従業員数
- (3) 過去2ケ年間における年間平均施行額

2 建設業者のうち生駒市に事務所を置く土木一式工事業業者(以下「市内土木工事業業者」という。)の格付は、次に掲げる事項を勘案して等級別に行うものとする。

- (1) 建設業法第27条の23第2項の規定による経営に関する客観的事項の総合評定数値(以下「経営審査結果」という。)
- (2) 建設業法第3条第1項に規定する許可区分
- (3) 生駒市が発注する工事の工事成績
- (4) 労働福祉の状況
- (5) 工事の安全成績
- (6) 指名停止の措置

(7) 主たる事務所の所在地

3 市内土木工事業者を除く土木一式工事業者、建築一式工事業者及び舗装工事業者の格付は、経営審査結果を勘案して等級別に行うものとする。

(格付)

第14条 前条各項の格付は、委員会の審査結果に基づき、別に定める。

(格付期間)

第15条 格付は、2年に1回を原則とする。

2 格付の有効期間は、格付を決定した日の翌日から改定又は見直しされる日までとする。

(発注標準)

第16条 有資格業者に対する各等級別の発注対象金額は、委員会の審査結果に基づき、別に定める。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、建設工事に関する入札事務を分掌している課において処理する。

(その他)

第18条 第4条第4項の規定にかかわらず、人事異動その他の理由により委員に欠員が生じ、かつ委員長が会務を総理するうえで特に必要と認めたときは、委員長は、欠員の期間中にかぎり生駒市職員のうちから委員を指定し補充するものとする。

2 この訓令に定めるものを除くほか、必要な事項は委員会の議を経て別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(第4条関係) 委員

委 員 長	助 役
副 委 員 長	企画財政部長
委 員	市長公室長
委 員	市民部長
委 員	建設部長
委 員	都市整備部長
委 員	開発部長
委 員	水道局長

(第13条・第14条関係) 格付基準・格付

土 木 一 式 工 事 業 者 の 格 付 基 準			格付 等級
建設業法第27条の23第2項の規定による 総 合 評 定 数 値			
1350点 以上			特A
1150点 以上	1350点 未満		A
950点 以上	1150点 未満		B
800点 以上	950点 未満		C
	800点 未満		D

(第13条・第14条関係) 格付基準・格付

建 築 一 式 工 事 業 者 の 格 付 基 準			格付 等級
建設業法第27条の23第2項の規定による 総 合 評 定 数 値			
1350点 以上			特A
1150点 以上	1350点 未満		A
950点 以上	1150点 未満		B
800点 以上	950点 未満		C
	800点 未満		D

(第16条関係) 発注標準

土 木 一 式 工 事 業 者 及 び 建 築 一 式 工 事 業 者 の 発 注 標 準	
発 注 対 象 金 額	等級
5億円 以上	特A
5億円 以上	A
5億円 未満	B
2億5000万円 未満	C
2500万円 未満	D

(第13条・第14条関係) 格付基準・格付

舗 装 工 事 業 者 の 格 付 基 準	
建設業法第27条の23第2項の規定による 総 合 評 定 数 値	格付 等級
1000点 以上	A
1000点 未満	B

(第16条関係) 発注標準

舗 装 工 事 業 者 の 発 注 標 準	
発 注 対 象 金 額	等級
5000万円 以上	A
5000万円 未満	B

(第13条・第14条関係) 格付基準・格付

建設コンサルタント業者の格付基準			
自己資本額	従業員数	過去2ヶ年間の平均施行額	等級
1億5000万円以上	50名以上	10億円以上	A
3000万円以上 1億5000万円未満	20名以上 50名未満	1億円以上 10億円未満	B
3000万円未満	20名未満	1億円未満	C

(第16条関係) 発注標準

建設コンサルタント業者の発注標準	
発注対象金額	等級
500万円 以上	A
500万円 未満	B
300万円 未満	C

(第13条・第14条関係) 格付基準・格付

建築設計業者の格付基準			
自己資本額	従業員数	過去2ヶ年間の平均施行額	等級
1億円以上	30名以上	3億円以上	A
1000万円以上 1億円未満	5名以上 30名未満	3000万円以上 3億円未満	B
1000万円未満	5名未満	3000万円未満	C

(第16条関係) 発注標準

建築設計業者の発注標準	
発注対象金額	等級
500万円 以上	A
	B
500万円 未満	C

